

ふるさと納税のすゝめ

私たちは生活をしていくうえで消費税や所得税、住民税等の税金を納めることは避けられません。しかし、納めるのならより有効に納めたいと考えられる方も多いと思います。今号のアドバイスでは寄付した自治体によっては様々な特典を受けることができるふるさと納税についてご紹介させていただきます。

●概要

- 都道府県・市町村に対して寄付（ふるさと納税）をすると、寄付金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
(例：年収500万円の給与所得者(独身者)が、3万円を寄付すると、2千円を除く2万8千円が控除されます。)
- 控除を受けるためには、寄付をした翌年に、確定申告を行う必要があります。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄付でも対象となります。
- 法人からの寄付も可能で、全額が法人の経費となります。ただし、税額控除ではないため個人に比べると減税効果は若干低くなります。

●手続きの流れ

年内（1月1日～12月31日）の手続き

Step1…寄付する自治体を選択しよう。

自治体の広報やふるさと納税応援サイト、雑誌等から寄付を求める自治体等の情報を集め、寄付したい自治体を選択します。寄付する自治体は出身地や現在のお住まいの地区だけでなく任意に複数を選ぶことができます。また、寄付を募集していない自治体でも自主的に寄付を行うことも可能です。

Step2…申し込みをしよう。

申し込みは各自治体のホームページから、申込フォーム、申込用紙のメール送信、申込用紙FAX、電話など様々な申し込み方法があります。詳しくは自治体ホームページをご覧ください。

住民税等の税額控除を受けるためには寄付したことを示す証明書が必要となります。入金後に受領書が届きますので大切に保管しておきましょう。

翌年（2月15日～3月15日）の手続き

Step3…確定申告をしよう。

ふるさと納税を行うと寄付金控除が受けられます。給与所得者は年末調整で申告が完了となりますが、この寄付金控除を受けるためには、医療費控除等と同様に確定申告を行う必要があります。これにより寄付した年分の所得税から還付されます。

また、確定申告書の写しが税務署から住所地の管轄の市役所等にわたり納税額に応じた住民税が減額されますので、住民税については手続きは不要です。



●控除のしくみ

都道府県・市区町村に対する寄付金（ふるさと納税）のうち 2 千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除されます。

- ① 所得税・・・(寄付金－2 千円) を所得控除 (所得控除額×所得税率 (0～40% (※)) が軽減)
 - ② 個人住民税 (基本分)・・・(寄付金－2 千円) ×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税 (特例分)・・・(寄付金－2 千円) × (100%－10% (基本分)－所得税率 (0～40% (※)))
- ①、②により控除できなかった寄付金額を、③により全額控除 (所得割額の 1 割を限度)
 (※) 平成 26 年度から平成 50 年度については、復興特別所得税も軽減の対象となります。

前述しましたとおり寄付金控除は 2 千円を超える部分について適用されます。ふるさと納税を行うには少なくとも 2 千円の自己負担額が必要となってきます。この 2 千円はふるさと納税を行う上での手数料みたいなものだとお考え下さい。

ふるさと納税の寄付金額について限度はありません。ただ、自身の住民税の額に応じて減税をうけられる金額には限りがあります。個人住民税の 1 割以内の寄付が一番税金の控除効果が高く、2 千円の自己負担分を除いた全額が所得税、住民税から減額されます。1 割を超えても所得税から一定限度額までは減額されますが、控除効果は下がってしまうので寄付する金額には注意が必要です。

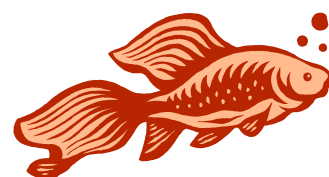


また総務省におけるふるさと納税に関する HP には

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

- ・ 2 千円を除く全額が控除できる寄付金額の一覧 (目安)
- ・ 寄付金控除額の計算 (シミュレーション)

といったものがあり、これらを参考にすることによって自分の年収や家族構成から寄付金額の目安や控除額を簡単に割り出すことができます。ただし、ここで注意していただきたいのは、この目安やシミュレーションが配偶者控除や扶養控除などの人的な控除だけを基にしているものであり、保険料控除や住宅借入金等特別控除などが考慮されていないため、人によってはその金額が下がることも考えられます。



複雑ではありますが有効な節税や任意の地方自治体への援助が可能な制度です。

下記表は総務省による寄付金税額控除に関する調査によるものです。平成 24 年度には東日本大震災後により被災地に多くの人から寄付が寄せられたこともあり、利用者数は前年の約 22 倍にあたる 74 万 1677 人、寄付総額は約 10 倍の約 649 億円にのぼっております。平成 25 年度におきましても利用者数は 10 万人、寄付金額は 1 千 3 百万円にも達しており、世間からの注目が高まってきているのが窺えます。どうぞこの機会にふるさと納税で貢献してみませんか？

年度	適用者数	寄付金額
平成 23 年	33, 458 人	6, 708, 590 千円
平成 24 年	741, 677 人	64, 914, 901 千円
平成 25 年	106, 446 人	13, 011, 278 千円